

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式（標準型））に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成23年6月22日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 浦辺 信一

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 沖縄地方の港湾における津波防災対策検討業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容 本業務は、沖縄地方の港湾（那覇港、金武湾・中城湾港、平良港、石垣港）における津波防災対策方針案を作成するため、各港湾における津波の伝搬・遡上モデルを作成のうえ、シミュレーションを実施し、浸水被害状況等の把握を行う。また、この結果に基づき津波対策について基本設計を実施するものとする。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・ 沖縄地方の港湾（那覇港、金武湾・中城湾港、平良港、石垣港）における津波防災対策方針案の作成
 - ・ 津波対策についての基本設計の実施
- (3) 本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。
 - ① 港湾の津波シミュレーションの特性を踏まえた実施上の留意点について
 - ② 津波シミュレーションの分析結果に基づく港湾の津波対策を検討する上での留意点について
- (4) 履行期間 契約締結の翌日～平成24年3月16日
- (5) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (6) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は低入札により受注した場合、当該業務については、表彰の対象としない試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2-2. 設計共同体

- (1) 2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年6月22日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から建設コンサルタント業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 入札参加者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当

該業務における技術的適性」については、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

2-5. 参加表明書に関する要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種業務の実績

下記に示される同種業務等について、平成13年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。

・同種業務：港湾における津波シミュレーションを行った業務

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が1件以上の実績を有すること。

② 実績としてあげた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部にて発注した(港湾空港関係に限る)ものであり、かつ、平成14年4月1日以降に完了したもので請負業務成績評定評を得ているものにおいては、60点以上であること。

③ 平成20年度から22年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績が2年連続で60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

④ 業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成23年7月5日（火）を予定する。

① 予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ) に示す条件を満たす者であり、

イ) の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1]技術士(総合技術監理部門(建設―港湾及び空港)又は建設部門(港湾及び空港))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2]博士(工学)

[3]土木学会上級又は1級技術者

[4]RCCM(港湾及び空港)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

[5]発注者が上記と同等であると認めた者。

イ) 下記のいずれかの実績を有する者。

[1]平成13年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種業務」において1件以上の実績を有する者。

・同種業務：港湾における津波シミュレーションを行った業務

ウ) 実績としてあげた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部にて発注した(港湾空港関係に限る)ものであり、かつ、平成14年4月1日以降に完了したもので請負業務成績評定評を得ているものにおいては、60点以上であること。

エ) 平成20年度から22年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係)の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績が2年連続で60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

② 指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない場合は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 8 5 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 8 6 条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は 2 0 点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術提案の内容に応じ、下記ア)、イ) の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は 6 0 点とする。

ア) 予定技術者の経験及び能力

イ) 実施方針等

④ 技術評価点における評価基準 ※詳細は入札説明書による

ア) 予定管理者技術者

- ・資格

- ・専門技術力

イ) 実施方針等（業務の理解度、実施手順）

ウ) 評価テーマ

⑤ 総合評価は入札者の申込みに係る上記ア) ～ウ) により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係

電話：098-866-0031（内線2528）

FAX：098-861-3654

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び交付方法

入札説明書は電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記 4.（1）にて交付する。）

交付期間：平成 2 3 年 6 月 2 2 日（水）～平成 2 3 年 7 月 1 5 日（金）

までのうち、閉庁日を除く毎日の 9 時 0 0 分～1 7 時 1 5 分まで

とする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成23年6月29日(水) 17時15分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時15分

提出場所：紙入札方式による場合は上記4.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)。

(5) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成23年7月15日(金) 17時15分

ただし、紙入札方式による場合は同日の17時15分

提出場所：上記4.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局開発建設部管理課に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは平成23年8月3日(水) 16時00分まで。

持参による場合の締め切りは平成23年8月3日(水) 16時00分まで。

開札日時：平成23年8月4日10時00分

開札場所：沖縄総合事務局開発建設部 4階入札室

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約特約事項として添付する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 本案件は提出資料及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 詳細は入札説明書による。